

令和7年議案第44号

江南市少年センター少年補導委員の委嘱について

別紙の者を江南市少年センター少年補導委員に委嘱したいので、江南市少年センターの設置及び運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第4号）第8条第2項の規定に基づき江南市教育委員会の選任を求める。

令和7年7月3日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市少年センター少年補導委員の辞職に伴い、後任の者を委嘱する必要があるからであります。

◎ 江南市少年センターの設置及び運営に関する規則（抜粋）

（少年補導委員）

第8条 有害環境の早期発見及び少年の街頭補導を行うため少年補導委員（以下「補導委員」という。）を置く。

2 補導委員は、100名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（1）教育関係者

（2）関係機関及び団体構成者

（3）学識経験者

3 補導委員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

4 補導委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和 7 年議案第 4 5 号

江南市新学校給食センター整備等事業における教育財産の取得について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 1 条第 2 号により教育財産を取得するため、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 7 月 3 日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市新学校給食センター整備等事業において、新たに学校給食センターを取得するからであります。

教育用財産の取得について

江南市学校給食センター整備等事業において、下記の行政財産を取得するため報告する。

1 行政財産（江南市立学校給食センター）

【建物】

所在地番 江南市小杣町鴨ヶ池 1 0 9 番地

面 積 4, 2 7 4. 4 6 m²

取得金額 4 6 億 8 5 6 万 3, 3 7 9 円

詳細

棟名	構造	階数	延床面積
給食センター	鉄骨造	2 階	4, 0 9 2. 4 8 m ²
機械室	鉄筋コンクリート造	1 階	3 8. 5 4 m ²
受水槽ポンプ室	ステンレス造	1 階	1 5. 0 0 m ²
車椅子駐車場	アルミ合金造	1 階	4 1. 1 3 m ²
駐輪場	アルミ合金造	1 階	2 5. 3 1 m ²
歩廊 1	アルミ合金造	1 階	3 4. 2 8 m ²
歩廊 2	アルミ合金造	1 階	2 7. 7 2 m ²

2 取得日

令和 7 年 7 月 1 5 日